

茨城県議会基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 茨城県議会基本条例（仮称）の作成について検討を行うため、議長の諮問機関として、茨城県議会基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、県議会各会派が推薦する委員により構成する。

2 委員は、いばらき自民党7名、民主党、自民県政クラブ、公明党、日本共産党、みんなの党、各1名の計12名とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、議長が委員の中から指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

4 委員外議員は、オブザーバーとして会議に参加することができ、委員長が必要と認めた場合は発言することができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は、議決に加わることができない。

7 会議は、公開とする。ただし、委員長が会議に諮り、非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

茨城県議会基本条例検討委員会名簿

委員名	会派名	備考
山岡 恒夫	いばらき自民党	委員長
伊沢 勝徳	いばらき自民党	副委員長
石川 多聞	いばらき自民党	
桜井 富夫	いばらき自民党	
西野 一	いばらき自民党	
加藤 明良	いばらき自民党	
星田 弘司	いばらき自民党	
長谷川 修平	民 主 党	
江田 隆記	自民県政クラブ	
井手 義弘	公 明 党	
大内 久美子	日 本 共 産 党	
梶岡 博樹	みんなの党	